

(様式 2)

「桐生市庁舎建設基本計画（案）」に対する意見提出手続の結果

- 1 意見の募集期間 令和3年3月25日（木）～4月23日（金）
- 2 意見の提出者数 2人（郵送 2人）
- 3 意見の件数 14件
- 4 担当部課 総務部総務課
- 5 提出された意見の要旨と考慮の結果

「桐生市庁舎建設基本計画（案）」について意見募集を行った結果、以下のとおりご意見をいただきましたので、ご意見に対する市の考え方を付して公表させていただきます。この度は、貴重なご意見、ご指摘をお寄せいただき誠にありがとうございました。

(1) 第2章 4. 敷地の選定

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
1	<p>図表5の7か所の候補地について、いつ、どのように候補が定められたのか。</p> <p>とくに、③～⑦について、そもそも用途地域の本庁舎建設の可否で×とあり、本庁舎の建設ができないのに、なぜ候補に挙がっているのか。④～⑦については、ほとんど×であり、そもそも候補として不適である。無理やり候補に挙げて、①を選択せざるを得ない印象操作ではないか。</p> <p>印象操作でないと言うならば、この候補の選定根拠を示すべきであり、①～⑦以外の有力候補地がないことを示すべきではないか。</p>	<p>地方自治法第4条では、市役所の位置について①交通の事情、②他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならないと規定されています。</p> <p>その上で、庁舎建設に着手するにあたって、市民からの意見も参考にこれまで挙げられた候補地について、改めて比較検討を行った結果を示しています。</p>
2	<p>図表5のシビックゾーンについて、p.6にあるとおり、シビックゾーンは既存市役所周辺であるため、①以外はすべて×となって当然である。</p> <p>何のための評価項目なのか。①の候補を採用するために、①に有利な評価項目を選択しているのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、それぞれの候補地が「桐生市都市計画マスタープラン」におけるシビックゾーンに位置しているかどうかを示すものです。</p> <p>シビックゾーンには、文化施設、医療施設、行政施設等の公共公益施設が集積し、それらの施設と市役所との連携がこれまで図られてきました。これまでに構築された関係性の継続も、新庁舎建設の適地として</p>

		重要な要素ですので、評価項目としています。
3	<p>図表 5 の各評価項目について、シビックゾーンの他に、本庁舎誘導の有無についてもあるが、桐生駅周辺だけとある。つまりは、桐生駅周辺地区しか候補地がないと言っている。それにもかかわらず、別地域 (②、④～⑦) の候補地をわざわざ挙げて、×として不適とするのは、評価が公平ではない。</p> <p>最初から、これら制限から桐生駅周辺地区を候補地域として定め、周辺地区内を検討すれば良いのに、後付けのように×とするのは不公平ではないか。桐生駅周辺地区には、桐生市保健福祉会館やメガドンキホーテ (民間建物利用) もあるが、なぜか候補地から外れているが、おかしくないか。</p>	<p>「桐生市都市計画マスタープラン」との関係と同様に、「桐生市立地適正化計画」と各候補地との位置付けを示したものです。</p> <p>候補地の選定については、意見番号 1 の見解のとおりです。</p>
4	<p>図表 5 について、水害時の安全性で①が△となっているが、なぜか水害の判定のみ、○、×で評価されず、△となっている。○、×、△の判断基準が示されていない。例えば、本庁舎建設の可否について、△となる場所はないのか。評価があいまいであり、公正ではない。</p>	<p>「桐生市水害ハザードマップ」において、想定最大規模 (1000 年に一回) の降雨でも浸水するおそれがない地域は○、計画規模 (100 年に一回) の降雨では浸水するおそれはないが想定最大規模 (1000 年に一回) の降雨で浸水するおそれがある地域は△、計画規模 (100 年に一回) の降雨でも浸水する地域は×としています。</p>
5	<p>図表 5 ②の評価において、敷地周辺の道路状況から、渋滞の可能性あり。施設改修に多額の費用が必要。とあるが、渋滞はどこでも発生するものであり、施設改修に費用が必要なのは当然である。つまりは、どの程度の渋滞が発生し、改修費用としてどの程度必要なのか、具体的に示されないと、評価のしようがない。①の候補地においても、渋滞が発生する</p>	<p>踏切が近いなど敷地周辺の道路状況から渋滞が常態化することを示しています。</p> <p>また、施設の取得や改修、移転に多額の費用が必要であり、費用的な優位性がないことを示しています。</p>

	し、施設建設に費用が必要であり、②の現状の評価と全く同様である。それにもかかわらず、①と②の評価が異なるのは不適切と言わざるを得ない。	
6	図 8 新庁舎整備候補地位置図とあるが、相老駅周辺、新桐生駅周辺については、図表 5 によると、シビックゾーン、本庁舎誘導の有無で×とされる。一方、図 8 が正しいとすれば、図表 5 の②が全項目で○となり、最適候補地となる。	図 8 については、新庁舎整備候補地と立地適正化計画との関係を示したものです。市役所の本庁舎は、中心拠点に区分された都市機能誘導区域に誘導を図る必要があります。図 8 に示した都市機能誘導区域のうち、中心拠点に区分されるものは、桐生駅周辺地区のみとなります。
7	図 8 において、④、⑤、⑦は区域外である。そうであれば、図表 5 で候補とされるのは不適ではないか。	意見番号 1 の見解のとおりです。
8	図表 5 において、①が候補地とされているが、後付けの評価に過ぎず、記述されていない別の評価によって候補地が決められた疑念が残る。きちんと評価されていれば、このような疑念が生じない。評価が不適當であるがゆえに、このような疑念が生じる。	意見番号 1 の見解のとおりです。
9	図表 5 に関して、市長が選挙で主張してきたことと、整合性はあるのか。候補地の評価が十分でないのにも関わらず、市民への説明も少ない。説明会も 1 回だけ(参加者 70 人だけ)。それで十分と認識しているのだろうか。市民の声を聴いていないに等しい。	市民説明会のほか、市内 20 か所の地区を回り、区長、町会長などからご意見を伺っています。また、「桐生市庁舎建設基本計画検討有識者会議」では、各分野を代表する団体から選出された市民や、公募委員の意見を取り入れた計画としており、会議内容についても随時、ホームページで公開しています。さらに、市議会「全員協議会」では 2 回、「公共施設のあり方等調査特別委員会」では 11 回にわたって検討内容をお示し、ご意見を伺っています。

(2) 第 4 章 2. 議会機能

番号	意見の要旨	考慮の結果(意見に対する市の考え方)
10	議場の傍聴席について	ご意見を踏まえ、基本設計等で検討しま

	<p>新庁舎全体で 32%縮減するのであればどんなスペースでも貴重な使い方ができると思う。</p> <p>傍聴席は 10 席位でいいのではないか。モニター中継、インターネット配信等の対応で充分である。</p>	<p>す。</p>
--	--	-----------

(3) 第5章 4. 防災性能の確保

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
11	<p>雨水貯留槽について</p> <p>何リットルくらい入る物でどこに設置するのかその後何も聞いていないし、発表されていないようだが、どうなっているのか。溜まった水の抜き方、抜いた水の流す場所等素朴な疑問が市民にはある。</p> <p>1000年に1度72時間812mm降っても防災対策を講じれば建設可能との金井教授のお墨つきで現在地に決定した訳だが、1000年に1度をはるかに超えた雨量が2020年7月の北九州豪雨災害時に大分県日田市で72時間862mmを記録している。</p> <p>いつ桐生周辺に1000年に2度目が来るかわからない。しっかりした防災対策を講じて安心、安全な庁舎にしてほしい。</p>	<p>雨水貯留槽の設置及びその規模については、基本設計等で検討します。</p> <p>また、耐水害性能については、P26及びP27のとおり、日常的に庁舎を利用する際に不便にならないように配慮しながら、発生頻度は極めて低い理論上起こり得る最大の大雨による洪水発生時においても、庁舎が浸水することなく機能を維持できる「B盛土(高)」を採用することとしています。</p>
12	<p>図表 9-庁舎を水没させない地盤面計画について、×～◎までであるが、いずれも評価基準があいまいである。それぞれ、どのように評価して、×、△、○、◎と評価されているのか、○と◎の差は何か、不明瞭である。</p>	<p>「A盛土(低)」、「B盛土(高)」、「Cピロティ」について、項目ごとに影響度を比較したものです。</p>

(4) 第7章 3. 土地利用の計画及び方針

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
13	<p>駐車場の一部を立体駐車場にする</p>	<p>駐車場の立体化については、駐車場規模</p>

<p>1・2・3階を駐車場、4階を市民の憩いの場としてお茶飲み、弁当を食べる等の仕様にして日頃から市民に親しまれるような使い方を模索してはどうか。</p> <p>災害時には市民、住民にとって近くに馴染みのあるオープンスペースの高い建造物があれば安心できるし、心の安定がはかれると思う。</p> <p>緊急避難所としても兼用できる仕様にしたらどうか。</p>	<p>及び新庁舎の延床面積を踏まえ、基本設計等で検討します。また、日常的な駐車場からの利用動線はもとより、イベント時や災害時における連携強化も考慮した建物配置計画を検討します。</p> <p>市民の憩いの場については、美喜仁桐生文化会館側の桜並木や新川橋通り沿いに旧織姫神社へと連なる既存の成熟した緑を可能な限り活かしながら、豊かな環境をつくるとともに、新庁舎の運用において検討します。</p> <p>災害時の一時的な緊急避難場所についても、新庁舎の運用において今後検討します。</p>
--	---

(5) その他

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
14	<p>市長は、庁舎建設についてみどり市の合併問題と関連付けているが、仮にそうであれば、みどり市側の意見を聞き、反映すれば良い話である。</p> <p>一方で、桐生市の庁舎の話なのに、なぜみどり市の意見を聞き反映する必要があるのか。</p> <p>つまりは、そもそも選挙時に、庁舎建設問題とみどり市との合併問題を関連付けたこと自体、間違っていたということ。</p> <p>これら誤った考えが話をこじらせ、まぎらわせ、市民を困惑させている大きな原因である。本計画についても、これら背景が評価をおかしくしている。現市長自身が招いたことであるため、現市長が自身で解決すべきである。</p>	<p>新庁舎については、桐生地域の防災拠点として欠くことができないものであることなど広域的な連携の観点からみどり市へ本市の考え方をお伝えしたうえで取り組んでいます。</p>